

神領小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) 「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。
- (2) 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」こと の理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (3) 「いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。
- (4) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (5) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (6) より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (7) いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織（いじめ防止等対策委員会）の構成

管理職や教務主任、生徒指導主任、人権教育主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、学級担任により構成する。また、個々のいじめの防止・早期発見対処に当たって関係の深い教職員を追加し、学校評議員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

(2) 組織の役割

- ① 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめの疑いがある場合には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的に相談日や相談期間等を設定するなど、児童はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備する。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、自分も人も大切に作る心と態度を養う。
- ③ 教育活動全体を通じ、児童が自分のよさを発揮する機会や場、他者の役に立っていると感じることのできる機会を積極的に提供し、児童の自己肯定感・自己有用感が高められるよう努める。
- ④ 規律正しい態度で授業や行事に参加し、活躍できる集団づくりを行う。また、ソーシャルスキルトレーニング等を通して、コミュニケーション能力を育み、未然にいじめを防止できるような人間関係づくり、児童が互いにいじめの目を発見していく力を育てる。
- ⑤ 児童の言葉や態度，遊び等に常に注意を払い、小さな出来事でも「いじめではないか」という視点から確認し、話し合いの機会をもち、適切な指導をする。
- ⑥ どの児童にとっても分かりやすい授業を工夫するとともに個に応じた支援を充実させ「できた」「分かった」という達成感をもてるようにする。そして、学習が分からない事による不満や劣等感等がいじめに向かうことのないよう、一人一人の児童に目を向け、大切にする。
- ⑦ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。
- ⑧ 学級活動(学級会)・児童会活動(代表委員会)などにおいて、いじめに関わる問題を取り上げ、生活と関連させた話合いや指導を行う。また、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑨ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント(教員用)」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (3) 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的に(7月、12月、2月)に実施することに加え、「個別面談」や日記の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については「いじめの防止等の対策のための組織」において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。また、けがや衣服の汚れ等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。

- (5) 休み時間や給食時間等に、児童に声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払い、児童の出すサイン、表情等を見逃さないようにする。
また、一人でいる子、保健室によく来る子など気づいたことについて教職員間の情報交換を密に行う。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに神山町教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配付するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 「いじめ防止等対策委員会」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な指導や支援について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童・保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに神山町教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては徳島県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、年に1回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

8 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに神山町教育委員会に報告するとともに、その後の対応等について相談し、連携して対処する。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。
- (2) P D C A サイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画

月	教 職 員	児 童	保 護 者 ・ 家 庭	関 係 機 関 と の 連 携
4	学校基本方針の説明 指導体制や指導計画 の作成	めざす子ども像の 理解と共有 学級開き 学級目標設定	家庭訪問 P T A 授業参観 P T A 総会・学年部 会	
5	いじめ発見の観察ポイント (教師用)		いじめ発見の観察ポイント (保護者用)	校外補導連絡協議会 (郡内小・中・高・警察) 町特別支援連携協 議会 (総会・研修会)
6	校内研修(いじめを起こ さないための日常の取組 と早期発見の取組)			町人権教育協議会 第1回学校評議員会
7	アンケート結果の 分析・考察・公表	第1回アンケート (いじめ・体罰等)	個人懇談	校外補導連絡協議会 (町内小・中・高・警察 補導員等)
		個 人 懇 談		
8	情報モラル等の各種 研修に参加	親 子 人 権 標 語 作 成		町特別支援連携協 議会 (研修会)
9	夏季研修会の報告	高 齢 者 と の ふ れ あ い 集 会		
10	いじめ発見の観察ポイント (教師用)		いじめ発見の観察ポイント (保護者用)	第2回学校評議員会
		神 領 小 学	校 運 動 会	
11	校内研修(いじめ問題解 決に向けた学校の組織的 な取組)	オ ー プ ン ス ク ー ル ・ 学 習 発 表 会 ・ バ ザ ー		
		老 人 ホ ー ム (寿 泉 園) 訪 問		
	校内就学指導委員会	第2回アンケート (いじめ・体罰等)		
12	調査の分析 校内研修(2学期取 組点検評価と改善)	生 活 習 慣 ・ 家 庭 学 習 習 慣 調 査		町就学指導委員会
		個 人 懇 談		
1	学校評価調査配付と 分析	学 校 評 価 調 査	学 校 評 価 調 査	
2		人 権 学 習 参 観 日 ・ 人 権 集 会		
	学校評価結果の公表	第3回アンケート (いじめ・体罰等)		第3回学校評議員会・学校関係 者評価の会
3	校内研修(1年間の 取組点検評価・改善 と次年度の計画)			町特別支援連携協 議会 (研修会)